

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 紛争の処理手続等（第2条—第12条）

第3章 委員会の運営等（第13条—第17条）

第4章 補則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、八尾市生活環境紛争処理条例（昭和54年八尾市条例第18号。以下「条例」という。）に基づいて八尾市生活環境紛争処理委員会（以下「委員会」という。）が行う和解の仲介及び調停の手続並びに委員会の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 紛争の処理手続等

（申請書）

第2条 条例第7条の規定による和解の仲介又は調停の申請は、申請書（様式第1号）により行うものとする。

（代理人の承認等）

第3条 弁護士が代理人であるときは、代理人選任書（様式第2号）により届け出るものとする。

2 条例第9条の規定による代理人の承認申請は、代理人承認申請書（様式第3号）により行うものとする。

3 代理人は、申請の取下げ、調停案の受諾、代理人の選任については、特別の委任を受けなければならない。

（代表者の行為）

第4条 条例第10条の規定による代表者（以下「代表者」という。）の選定及びその変更は、代表者選定・変更届出書（様式第4号）により届け出るものとする。

2 代表者は、各自、他の当事者のために、当該申請の取下げ又は和解の締結若しくは調停案の受諾を除き、当該申請に係る一切の行為をすることができる。

3 代表者が選定されたときは、当事者は、代表者を通じてのみ前項の行為をすることができる。

（出頭要求の方式）

第5条 仲介委員又は調停委員会が当事者の出頭を求めるときは、書面をもつて行うものとする。

（関係人の陳述等）

第6条 条例第15条の規定に基づき、事件の関係人若しくは参考人に陳述若しくは意見を求め、又は鑑定を依頼するときは、書面をもつて行うものとする。

（調停案の受諾の勧告の方式）

第7条 条例第16条第1項の規定による調停案の受諾の勧告は、調停案受諾勧告書（様式第5号）により行うものとする。

2 調停委員会に対する条例第16条第2項の規定による受諾しない旨の申出は、書面をもつてしなければならない。

3 条例第16条第2項の規定による受諾しない旨の申出がなく、同条第1項の規定に基づいて指定された期間が経過したときは、調停委員会は、当事者に対し、遅滞なく、書面をもつて、当事者間に調停案と同一の内容の合意が成立したものとみなされた旨を通知するものとする。

（受理等の通知）

第8条 委員会は、和解の仲介又は調停の申請を受理したときは、当該申請書写しを添えて、その相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知するものとする。

2 委員会は、前項の通知をするときは、期限を付して、意見を求めるものとする。

（却下等の通知）

第9条 委員会、仲介委員又は調停委員会は、次の各号に該当するときは、申請人等の関係者に対し、

遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知するものとする。

- (1) 条例第8条の規定により申請を却下したとき。
  - (2) 条例第9条第1項の規定により弁護士以外の代理人を承認したとき又は承認しなかつたとき。
  - (3) 条例第9条第2項の規定により代理人の承認を取り消したとき。
  - (4) 条例第13条の規定により和解の仲介を打ち切つたとき。
  - (5) 条例第17条第1項の規定により調停を打ち切つたとき。
  - (6) 条例第17条第2項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたとき。
- (申請の取下げ)

第10条 申請人は、申請を取り下げるときは、書面をもつて届け出るものとする。

2 委員会は、前項の取下げがあつたときは、その相手方に対し、遅滞なく、書面をもつて、その旨を通知するものとする。

(和解契約書の作成)

第11条 和解の仲介又は調停によつて当事者間の合意が成立したときは、和解契約書を作成するものとし、当事者及び仲介委員又は調停委員が署名押印するものとする。

2 前項の和解契約書は、3部作成し、当事者に各1部を交付し、1部は委員会が保管する。  
(紛争についての措置)

第12条 委員会、仲介委員又は調停委員会は、和解の仲介又は調停の円滑な運営を図るために必要な措置をとることができる。

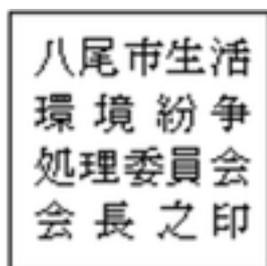
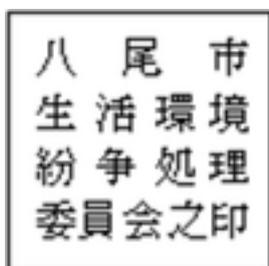
第3章 委員会の運営等

(調停委員長及び議事の議決)

第13条 調停委員会に調停委員長を置き、調停委員の互選によつてこれを定める。

2 調停委員会の会議の議事は、調停委員の過半数でこれを決する。  
(公印)

第14条 委員会及び会長の公印は、次のとおりとする。



寸法 方20耗

寸法 方20耗

書体 てん書

書体 てん書

(庶務)

第15条 委員会の庶務は、環境部環境保全課において行う。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第4章 補則

第17条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和55年1月7日から施行する。

附 則 (昭和56年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和58年4月6日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年5月27日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八尾市公害防止条例施行規則及び八尾市生活環境紛争処理条例施行規則の規定は、昭和60年4月27日から適用する。

附 則（昭和61年4月1日規則第7号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月18日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年8月23日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月26日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月6日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八尾市生活環境紛争処理条例施行規則第14条の規定は、平成3年10月1日から適用する。

附 則（平成4年4月1日規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日規則第9号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第11号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和3年3月15日規則第19号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の八尾市生活環境紛争処理条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の八尾市生活環境紛争処理条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（令和3年3月31日規則第29号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。